

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会(以下「本会」という)という

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都豊島区西池袋4丁目3番12号におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、肢体不自由児(者)の福祉増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 肢体不自由児(者)が自立更正できる環境をつくる
- (2) 肢体不自由児(者)福祉に関する社会的啓発
- (3) 肢体不自由児(者)福祉に関する調査研究
- (4) 支那父母の会育成強化に関する知識の普及と助成
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同した都道府県を代表する肢体不自由児者の父母の会又は肢体不自由児者の父母(父母に代わる保護者を含む)によって構成された法人若しくは団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人、又は団体
- (3) 名誉会員 本会に特別に功労のあった者又は学識経験者で評議員会の議決をもって推薦された者

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の様式による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものである。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、または会員である法人、団体が解散したとき

(3) 除名されたとき

(退 会)

第 9 条 会員が退会しようとするときには、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、議決の前にその会員に弁明する機会を与えなければ成らない。

(1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(会費等の不返還)

第 11 条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役 員)

第 12 条 本会に、次の役員をおく。

1 理 事 15名以上20名以内

監 事 2名

評 議 員 50名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。

(役員の選任)

- 第 13 条 理事及び監事は、会員のうちから評議員総会でこれを選任し総会の承認を受ける。
- 2 会長、副会長及び常務理事は理事会の互選とする。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を処理する。
 - 4 理事は、理事会を構成する。

(監事の職務)

- 第 15 条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
- (1) 本会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会、評議員会又は総会を召集すること

(役員の任期)

- 第 16 条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ成らない。

(役員の解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合は評議員会の議決により総会の承認を受け、解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
 - (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(評議員の選任)

- 第 18 条 評議員は、会員のうちから総会において選任する。ただし理事又は、監事を兼ねることはできない。

(評議員の職務)

第 19 条 評議員は、評議員会を組織し、理事会及び会長の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(顧問相談役)

第 20 条 本会の顧問及び相談役を若干名おくことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 21 条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は評議員をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支決算

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) 総会に付議すべき事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 評議員会は、理事会又は総会から付議された重要事項を議決する。

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 5 月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

4 評議員会は、会長が必要と認めたとき、又は評議員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

(召 集)

第 25 条 会議は会長が召集する。

- 2 会議を召集するときは、構成員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の7日以前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に、理事会及び評議員会を開催する必要があると認めたときは、この限りでない。

(議 長)

第 26 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。(総会・理事会・評議員会とも)

(定 足 数)

第 27 条 会議は、総会にあっては正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 理事会にあっては理事、評議員会にあっては評議員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第 28 条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決する。
- 3 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決する。
- 4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書 面 表 決 等)

第 29 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員、理事及び評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会 員 へ の 通 知)

第 30 条 総会及び評議員会の議事の要領並びに議決した事項は、会員に通知する。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(議 事 録)

第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席代表者2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 35 条 本会の収支予算は、理事会の議決を経て定め、総会の承認を得るものとする。

- 2 収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(予算の更正及び補正)

第 36 条 緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合次期総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 37 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第 38 条 本会は、収益事業を行うため、又はその他の事由により必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第 39 条 本会が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金処分)

第 40 条 年度末に剰余金を生じたときは、評議員の議決を経て総会の承認を得その全部もしくは一部を翌年度に繰越すか、又は積立てるものとする。

第 7 章 事業計画書及び収支予算書の届出等

(事業報告書及び収支予算書の届出)

第 41 条 本会は、毎事業年度開始前に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合における届け出は、事業年度開始後三月以内にするものとする。この場合においては、事業年度開始前に届け出をすることができなかった理由を記載した書類を添えなければならない。

(事業状況等の報告)

第 42 条 本会は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業概要報告書
- (2) 当該年度の収支決算書
- (3) 当該年度末の財産目録
- (4) 当該年度における社員の異動状況書及び当該年度末における社員名簿

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、厚生労働大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 44 条 本会は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、厚生労働大臣の許可を受けて解散することができる。

2 解散にともなう残余財産は、総会の議決を経て、厚生労働大臣の許可を受けて類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

- 第 45 条 本会は事務を処理するため、事務所に事務局を置く
- 2 事務局には事務局長及び職員を若干名をおく。
 - 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
 - 4 事務局長は、理事をもってあてることができる。
 - 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関することは(関する事項は)別に定める。

第10章 附 則

(施行規則等)

- 第 46 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(設立当初の役員)

- 第 47 条 本会の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、昭和56年3月31日までとする。

(設立当初の事業及び会計年度)

- 第 48 条 本会の設立当初の事業及び会計年度は、この定款の定めにかかわらず設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。

平成11年8月 1日 一部改正

平成13年7月16日 一部改正